

前橋市官製談合再発防止対策第三者委員会の進め方について

1 設置の目的

元副市長による官製談合防止法（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律）並びに公契約関係競売入札妨害及び収賄（刑法罪）に抵触するおそれがある事案に関し、その再発を防止するため。

2 委員会の所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告する。

- (1) 元副市長による官製談合防止法並びに公契約関係競売入札妨害及び収賄に抵触するおそれがある事案の実態把握に関すること。
- (2) 本市の契約事務における事業者の適正な選定その他事務の適正な執行の検証に関すること。
- (3) 本市のコンプライアンスの取組の検証及び再発防止に向けた取組の検討に関すること。

3 委員会の組織

弁護士その他法律に関し学識経験を有する者 3 人で構成

4 委員会の位置付け

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関として設置

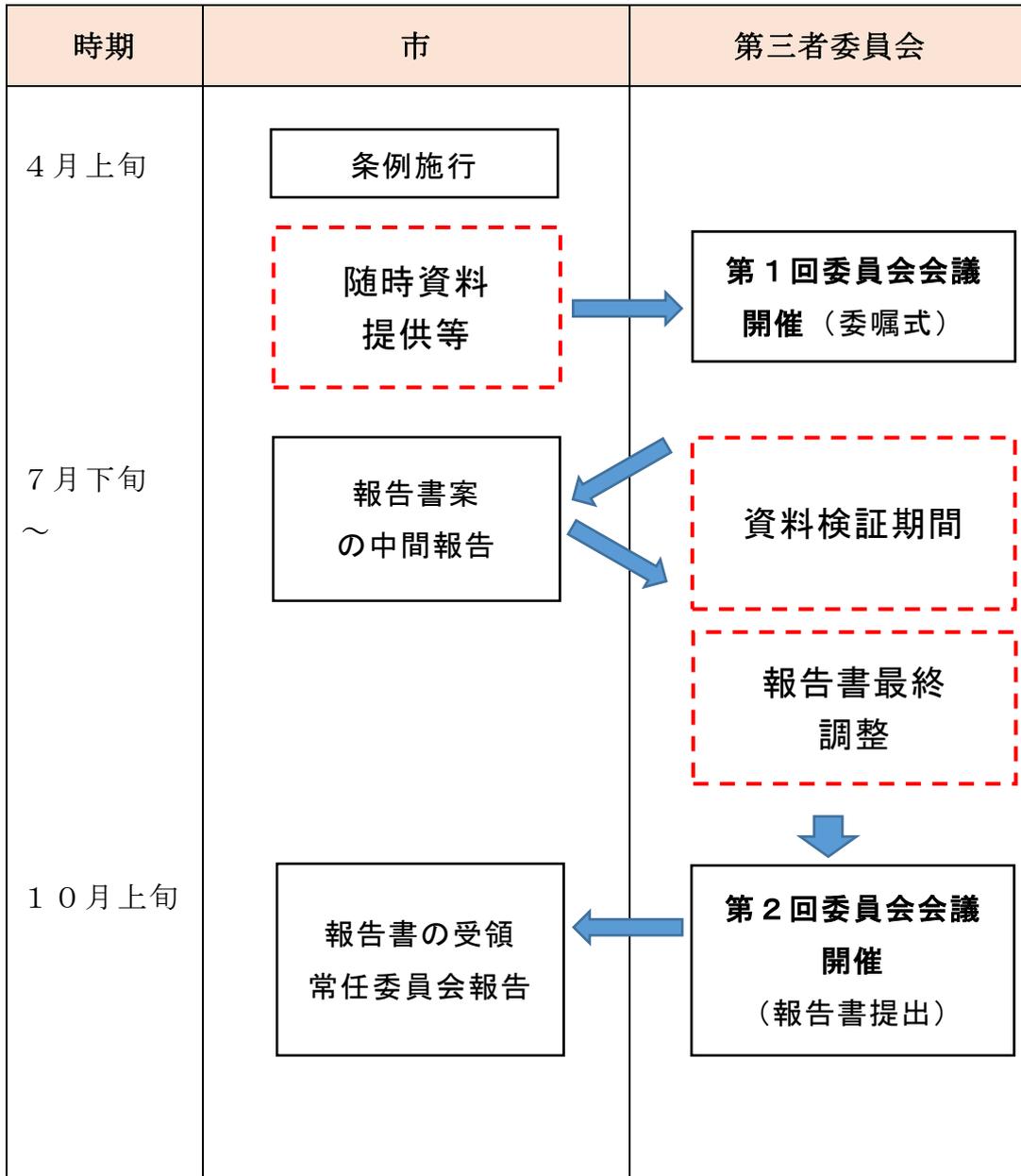
○地方自治法
第 138 条の 4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

5 委員の任期

所掌事項の結果を市長に報告した日まで

6 委員会のスケジュール（案）



※裁判等の進捗状況により変更となる可能性があります。